

提案No.2024001

受付日：令和6年3月29日

所管課：福祉事務所、健康福祉課

提案件名	精神障害についての正しい理解について
内 容 (要約)	精神障害は今の時代誰もがかかる可能性があります。精神障害は1級～3級までありますが、行政がもっと勉強して皆に分かりやすく説明されないので、どうしてもひとまとめに考えられています。 歯の事や栄養の事も必要ですが、やっぱり心も体とつながっているので、講演会を開いたりして正しい理解を深める取り組みをして欲しいです。 就労継続支援B型など、行ってみたいと思っても周りの目が気になり怖くて行けません。コロナ禍の中、色々な思いから病気になってしまった方も多いと思います。ちゃんと色々な目線で障害の正しい理解を深める取り組みをして欲しい。
回 答	精神障がいとは、精神疾患のため精神機能の障がいが生じて、様々な精神症状、身体症状、行動の変化が起こり、日常生活や社会参加に困難をきたします。しかし、こうしたことが、傍らから見た目ではわかりにくいいため、状態についての周囲の理解を得ることが難しいこともあります。 こうした精神障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、医療費の助成等の支援を受けることができます。 また、手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであり、判定は判定基準に基づき、専門の機関で十分な審査のもと行われています。 申請は、福祉事務所の担当窓口を経由して、島根県に行っています。 手帳の取得等相談をいただきましたら、当事者や家族の方などの思いをしっかりと受け止め、取得の仕方や制度について丁寧に説明させていただきたいと思います。 また、差別や偏見については、町民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不十分さや、意識の偏りによるところが大きいと考えられ、町では、必要な啓発活動の実施や各公民館等で、関係する研修会などを行っています。福祉事務所におきましても皆さまざまのご意見を参考にしながら、今後も障がいに関する研修会への参加、周知等への協力、情報発信を行い、障がいや障がいのある方への理解を深め、皆さまが周囲を気にすることなく障害福祉サービスが利用できるよう誠心誠意努めて参りたいと思います。 また、雲南保健所では、『こころの健康相談＆もの忘れ相談』を毎月1回、保健所で実施しています。精神科医師、保健師が相談に応じています。奥出雲町では、臨床心理士による『こころの健康相談』を毎月1回実施しています。いずれも相談は無料で予約制となっています。相談日以外の日も保健師が随時対応いたしますので、お気軽にご相談いただければと思います。